

次 葉

申告に係る課税価格、税額等及び更正の請求による課税価格、税額等  
(相 続 税 - 付 表 1)

租税特別措置法第 70 条の 6 (農地等についての相続税の納税猶予)  
の適用を受けている人がいる場合の算出税額等の計算明細表

(1) 税額等の計算明細

区 分		申告 (更正・決定) 額	請 求 額
① 農業投資価格に基づく 取得財産の価額(注2)	農業相続人の場合	円	円
	その他の人の場合		
② 債 務 及 び 葬 式 費 用 の 金 額			
③ 純 資 産 価 額 ( ① - ② )			
④ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額			
⑤ 課 税 価 格 ( ③ + ④ )			
⑥ 農 業 投 資 価 格 に 基 づ く 相 続 税 の 総 額 ( ( 2 ) の ⑧ )			
⑦ 同 上 の あ ん 分 割 合		%	%
⑧ 算 出 税 額 ( ⑥ × ⑦ )		円	円
農業相続人の農 業投資価格超過 額に対する税額	⑨ 相 続 税 の 総 額 の 差 額 (本表(1)の⑦-上記⑥)		
	⑩ 農 業 投 資 価 格 超 過 額 の 総 額		
	⑪ 取 得 し た 農 地 等 の 農 業 投 資 価 格 超 過 額		
	⑫ あ ん 分 額 ( ⑨ × ⑩ ÷ ⑪ )		
⑬ 農 業 投 資 価 格 に 基 づ く 算 出 税 額 ( ⑧ + ⑫ )			

(2) 農業投資価格に基づく相続税の総額の計算明細

区 分		申告 (更正・決定) 額	請 求 額
① 農業投資価格に基づく取 得財産価額の合計額(注2)	農 業 相 続 人	円	円
	そ の 他 の 人		
② 債 務 及 び 葬 式 費 用 の 合 計 額			
③ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額の合計額			
④ 課 税 価 格 の 合 計 額			
⑤ 法 定 相 続 人 の 数		人	人
⑥ 遺 産 に 係 る 基 礎 控 除 額		円	円
⑦ 計 算 の 基 礎 と な る 金 額 ( ④ - ⑥ )			
⑧ 農 業 投 資 価 格 に 基 づ く 相 続 税 の 総 額			

(注1) この付表で「農業相続人」とは、被相続人から相続や遺贈により財産を取得した人のうちで農地等  
についての相続税の納税猶予の適用を受けている人をいいます。

(注2) (1)の①及び(2)の①の各欄は、相続時精算課税適用財産の価額を含めて記入します。